

優遇税制についても、他の様々な貯蓄手段との税負担の公平性確保の要請等を踏まえ、見直しを行うべきである。

(参考)

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

1 個人所得課税

(1) 少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方

② 個人所得課税が様々な税制上の歪みを抱えている要因としては、公的年金等控除のように特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在することがあげられる。その結果、多くの収入が課税ベースに含まれないこととなり、他の収入との間で負担にアンバランスが生じ、納税者に不公平感を抱かせ、ひいては自由な経済・社会活動を妨げる結果ともなっている。

例えば、公的年金等控除は、年金収入であれば高齢者の他の収入状況に関わりなく適用されるため、高所得者であっても課税ベースからの脱漏が生じ、現役世代との間はもちろん、高齢者間でも負担のアンバランスを引き起こしている。また、給与所得控除や退職所得控除については、就労形態の多様化などが進む中で、税制と経済社会の変化との間に乖離が生じている。

(2) 年金課税等の見直し

④ 課税ベースの拡大の観点からは、控除の見直しとともに、社会保障給付に対する課税上の取扱いについて、諸外国での事例も踏まえ、課税対象を拡げる方向で検討すべきである。特に、遺族年金給付や失業等給付のように、受給者の他の所得の有無や資産の保有状況と関係なく支給される非課税給付については、今後、見直しを進めていく必要がある。その際、低所得者に対する担税力への配慮は人的控除等で行うべきである。

(3) 給与課税等の見直し

① 給与所得控除については、勤務に伴う経費の概算控除として明確化すべきである。あわせて、特定支出控除の範囲についても検討し、給与所得者にも確定申告して経費を実額控除する機会を増加させることが適当である。こうした方向は、給与所得者が自らの経費に対し説明責任を果たすことにつながり、自立した勤労者像の位置付けにも資すると考えられる。その際、負担水準を調整する観点から、基礎控除をはじめ人的控除の水準の引上げを検討していく必要がある。

また、給与所得者の間には、事業所得者と比較して所得捕捉に関する不公平感が依然として根強く、適正課税の実現に向け、より一層の執行面での努力が求められている。

- ② 退職所得控除については、雇用の流動化が進展する中で、多様な就労選択に対し中立的な制度とする必要がある。従来と比べ個人所得課税の累進構造が緩和されていることや、最近の企業年金の普及等の状況を踏まえ、過度な優遇を是正するとともに、給与、退職一時金、年金の間で課税の中立性を確保していくべきである。

○ 自由民主党「平成14年度税制改正大綱」(抄)(平成13年12月)

第三 検討事項

6. 生損保控除については、老人マル優の縮減など貯蓄優遇税制の見直しが進む中、医療、介護など高齢化社会における社会保障政策を踏まえた新たな商品開発をも期待しつつ、早急に制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

○ 政府税制調査会「平成14年度の税制改正に関する答申」(抄)(平成13年12月)

二 平成14年度税制改正

4. 金融・証券関係税制

(2) 貯蓄優遇税制

わが国の家計には、証券投資より預貯金中心の貯蓄を重視する傾向がある。貯蓄重視指向の要因としては、これを優遇してきた各種制度の存在が指摘されている。貯蓄優遇税制についても、「租税特別措置の聖域なき見直し」の観点や「貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替え」(「基本方針」)の観点から、根本的に再検討する必要がある。

少額貯蓄非課税制度(老人マル優)等の見直しについては、高齢者世帯(世帯主が65歳以上の世帯)の所得分布は二極化しているため、その実態を踏まえて慎重に検討すべきであるとの意見や、高齢者等の生活資金の備えとしての意義に配慮が必要であるとの意見も出された。しかしながら、

高齢者世帯の平均貯蓄残高は勤労者世帯と比べて高水準にあり、また、生活に与える影響という観点でみると、高齢者世帯の所得に占める利子所得の平均割合は総じて1%前後である。高齢者相互間・世代間の税負担の公平確保の観点や課税ベースの拡大を図る観点から、本制度は基本的に廃止に向け検討を進めるべきである。

生命保険料控除制度・損害保険料控除制度の見直しについては、老後に備えた自助努力の支援や相互扶助、更には不慮の事故による損害に対して共同で備えるという観点に留意が必要であるとの意見もあった。しかしながら、制度創設後長期間が経過し、保険加入率は相当の水準に達しているほか、大半の納税者に対し適用されており、これ以上の誘因効果も期待し難い。また、保険の貯蓄としての側面に着目すれば、様々な貯蓄手段のうち、特に保険に限って税制上優遇する本制度は、金融商品間の税負担の公平性及び中立性等に照らし問題があると言える。このような実態を踏まえれば、本制度は廃止に向け検討すべきである。

さらに、少額貯蓄非課税制度等及び生命保険料控除制度・損害保険料控除制度については、長年、当調査会において、その廃止・縮減に向けて見直しを行うべきとの考え方を度々示してきた。しかしながら、制度創設以降、実際にそうした見直しは行われてこなかった。こうした過去の経緯を踏まえ、少なくとも時限措置へ移行するなど、経過的な手当てを考慮しつつ、廃止・縮減に向けて具体的な措置を講じるべきである。

証券税制が

こんなに **簡素** **有利** になりました

■ 主なポイント ■

株式の売買益については、「特定口座（源泉徴収選択口座）」の利用で税務署に申告しなくてもよくなり、預貯金並みの手軽さで株式投資を行うことができます。

株式売買益

税率 **10%**

(平成 15 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日)

年間損益を通算して 10% と大幅に軽減されます。売買損は、確定申告により、3 年間の繰越が可能です。

株式配当金

税率 **10%**

(平成 15 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

配当金額にかかわらず、一律 10% の源泉徴収のみで済ませることができます。

株式投資信託

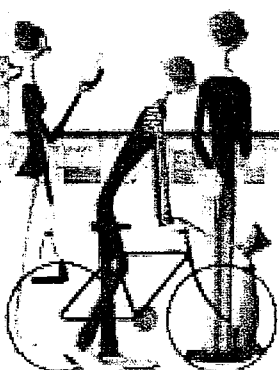
税率 **10%**

(平成 16 年 1 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

平成 16 年分から、解約（償還）損は、確定申告により、株式売買益との通算が可能となります。

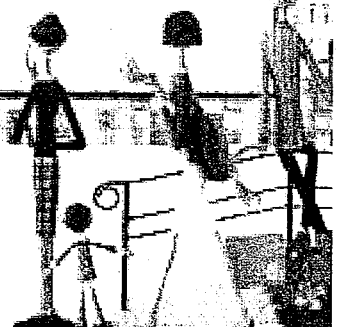
◆いわゆるタンス株（お手元に保管している株式）も特定口座のご利用が可能となります。（平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日まで）

このパンフレットの内容は一般的な説明であり、実際の取引や課税の詳細については、証券会社もしくは税務署でご確認ください。



日本証券業協会
<http://www.jsda.or.jp>

(社)証券広報センター
<http://www.skc.or.jp>



2. 特定口座の仕組み

「特定口座」とは、投資家がこの口座を通じて行われた上場株式等の売買について、証券会社
がその損益計算を行うものです。

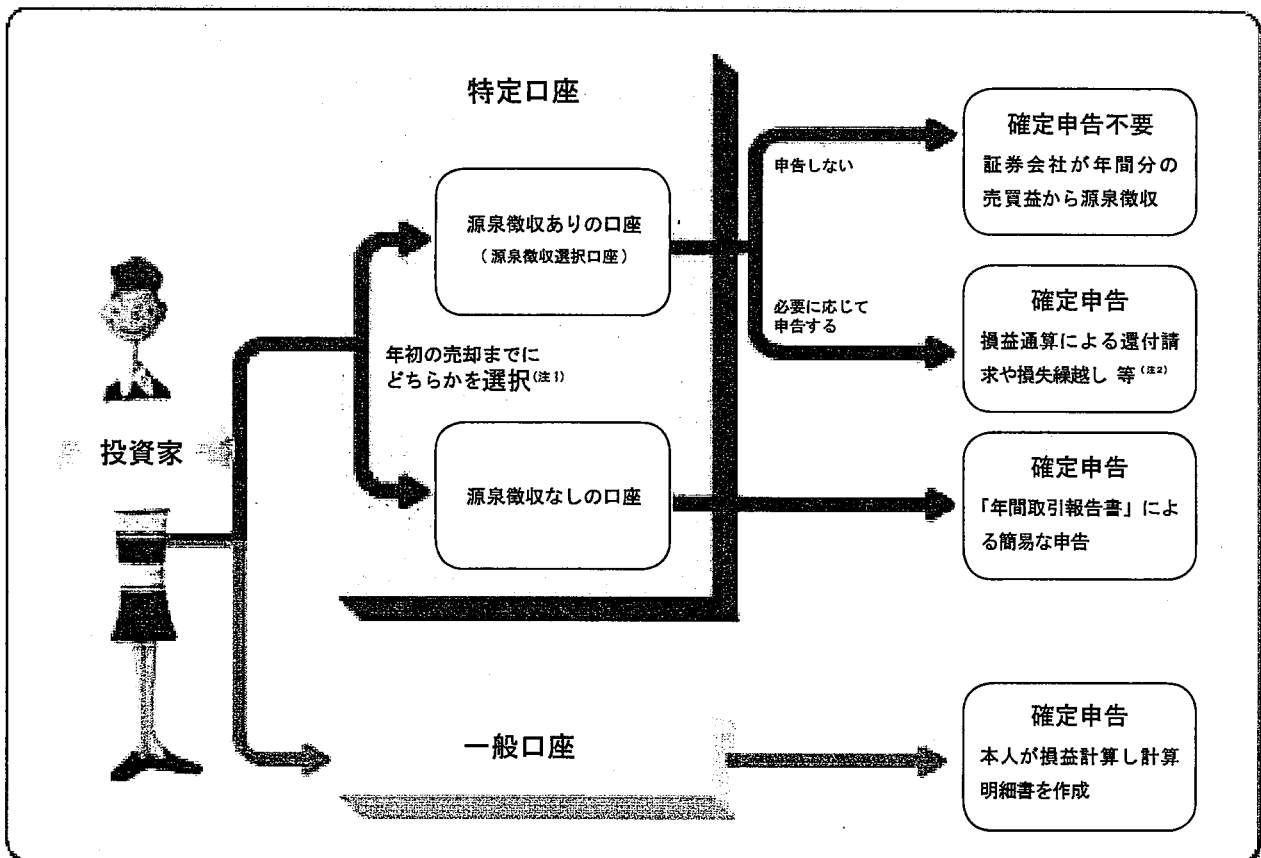
■特定口座のうち、「源泉徴収選択口座」を利用すれば、証券会社が源泉税額を納付することになるため、
投資家は税務署等に申告しなくてもよくなり、預貯金並みの手軽さとなります。

○平成16年以降は、売却のつど、売買損益を通算し、源泉徴収が行われますが、平成15年分については、納め過ぎた源泉税額は、
証券会社を通じて還付されます。

○「源泉徴収選択口座」を利用している場合、確定申告をすれば、他の口座で生じた損益との通算や損失の繰越しを行うことができます。

■特定口座のうち、「源泉徴収なし」を選択した場合には、投資家は、証券会社から送られてくる特定口座の
「年間取引報告書」を確定申告書に添付することにより、簡易に申告を行うことができます。

■特定口座のイメージ



(注1) 一度選択された源泉徴収制度の変更は、翌年までできません。

(注2) 複数の特定口座や一般口座で生じた損益との通算や通算に基づく還付請求、損失の繰越しの適用を受ける場合には、確定申告が必要となります。

○住民税（3%）については、平成16年以降の売却分は、確定申告の場合にはその情報をもとに市区町村が納税額を計算、通知し、
投資家が納めていただくことになります。ただし、平成15年売却分については、源泉徴収選択口座の場合であっても市区町村
が計算、通知し、納めていただくことになります。

株式の売買益について

1. 上場株式等の売買益に対する税率の軽減

証券会社を通じた上場株式等の売買益（年間の売買損益を通算した後の利益）に対する税率は、平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間は10%（所得税7%、住民税3%）と、従来に比べ大幅に軽減されます（平成20年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります）。

○非上場株式（グリーンシート銘柄を含む）の売買益や上場株式等の相対取引による売買益に対する税率は26%（所得税20%、住民税6%）となります。

- ◆上場株式等の税率 基本 20%
- ◆損失の繰越控除(翌年以後3年間)

平 15. 1 ~ 平 19. 12

上場株式等の税率

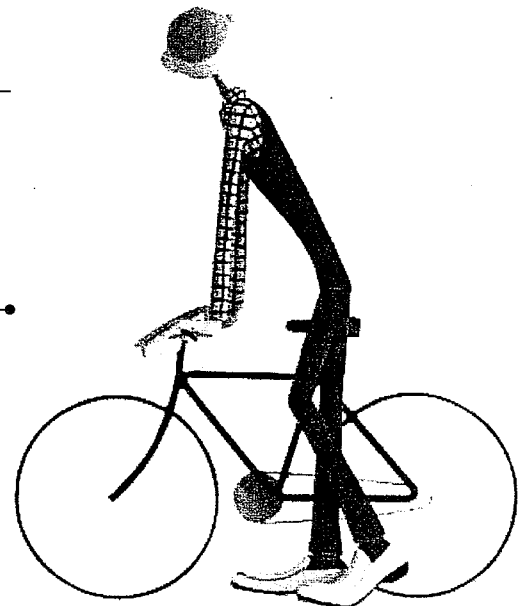
10% (所得税 7%、住民税 3%)

- 優遇税率(10%)の適用は、平成15年1月1日以降に売却(約定又は受渡し)されるものから適用されます。
- 平成15年1月から、源泉分離課税が廃止され、申告分離課税に一本化されました。
- 長期保有上場株式等の売買益に対する100万円特別控除は廃止されました。

M

上場株式等の範囲

- ◆取引所上場株式（取引所外国部株式を含む）
- ◆上場新株予約権証券
- ◆上場新株予約権付社債
（商法改正前の上場転換社債を含む）
- ◆上場外国投資口（カントリーファンド）
- ◆店頭上場株式
- ◆店頭管理銘柄株式
- ◆店頭上場転換社債型新株予約権付社債
- ◆日銀出資証券
- ◆上場優先出資証券
- ◆上場株式投資信託の受益証券（ETF）
- ◆上場株式等の単元未満株、同端株
- ◆上場不動産投資法人の投資口（J-REIT）
- ◆外国市場（米国 Nasdaq 市場を含む）で売買されている株式（ADR や会社型投資信託を含む）、新株予約権付社債 等



株式の配当金について

1. 上場株式等の配当金に対する税率の軽減

上場株式等の配当金に対する源泉徴収税率は、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間は10%（所得税7%、住民税3%）となり、大幅に軽減されます（平成20年4月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります）。これは預貯金の利子に対する源泉徴収税率（税率は20%（所得税15%、住民税5%）です）の半分です。

○非上場株式の配当金及び個人の大口株主（発行済株式総数の5%以上を所有している大株主）の配当金については、軽減税率の適用はありませんので、ご注意ください。

2. 配当金は源泉徴収のみで申告不要

これまでは、上場株式等の配当金については、下図（旧制度）のとおり、1銘柄当たりの配当金の額によって適用できる制度が異なっていました。源泉徴収のみで申告不要となりました。

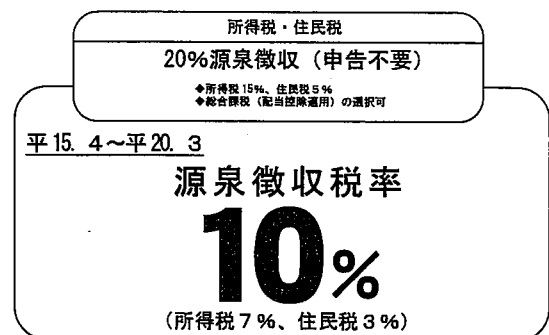
○非上場株式の配当金及び個人の大口株主の配当金については、従来と変わりません。ただし、住民税は、平成15年1月以降、1銘柄当たり年間10万円以下の配当金について、課税となります。

旧制度

1銘柄当たりの配当金（年間）	所得税	住民税
10万円以下	①確定申告不要（20%の源泉徴収） ②総合課税（20%の源泉徴収）	非課税
10万円超50万円未満	①35%の源泉分離選択課税 ②総合課税（20%の源泉徴収）	総合課税
50万円以上	総合課税（20%の源泉徴収）	総合課税

新制度

（個人の大口株主を除く）



平成15年4月1日から平成15年12月31日までの間に支払いを受ける配当金については、所得税10%のみとなります。

○確定申告を行えば、これまでどおり総合課税（配当控除の適用あり）が選択できます。

○源泉分離選択課税（税率35%）は、平成15年3月末をもって廃止されました。